

意見募集期間

2026 年 10 月 13 日～2026 年 10 月 26 日

容量市場
業務マニュアル
実需給期間中
ペナルティ・容量確保契約金額対応編
(対象実需給年度：2027 年度)
(案)

2026 年 XX 月 XX 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2026 年 XX 月 XX 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成.....	7
1.2	本業務の対象となる事業者.....	7
第2章	ペナルティ・容量確保契約金額対応.....	8
2.1	経済的ペナルティの確認手続.....	9
2.2	容量確保契約金額の確認手続.....	19
2.3	支払通知書・請求書の確認手続.....	28
2.4	支払通知書に基づく入金の確認手続.....	40
2.5	請求書に基づく支払.....	44
Appendix.1	図表一覧.....	47
Appendix.2	業務手順全体図.....	49

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給期間中ペナルティ・容量確保契約金額対応編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは容量市場に参加する事業者が実施する手続のうち、対象年度2027年度の容量市場において実需給期間中にペナルティ・容量確保契約金額対応として実施すべき業務について、必要な手続や容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。

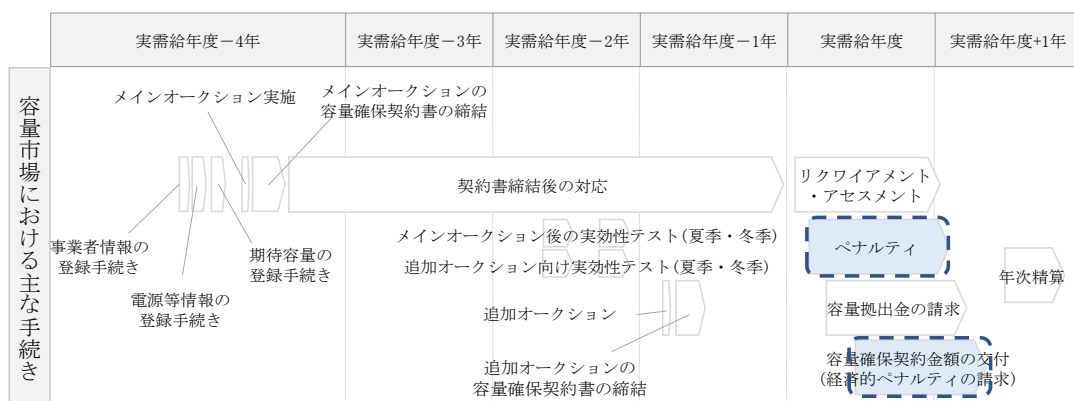


図 1-1 ペナルティ・容量確保契約金額対応業務の位置づけ

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

ペナルティ・容量確保契約金額対応業務は、主に下記業務から構成されます（図 1-2 参照）。

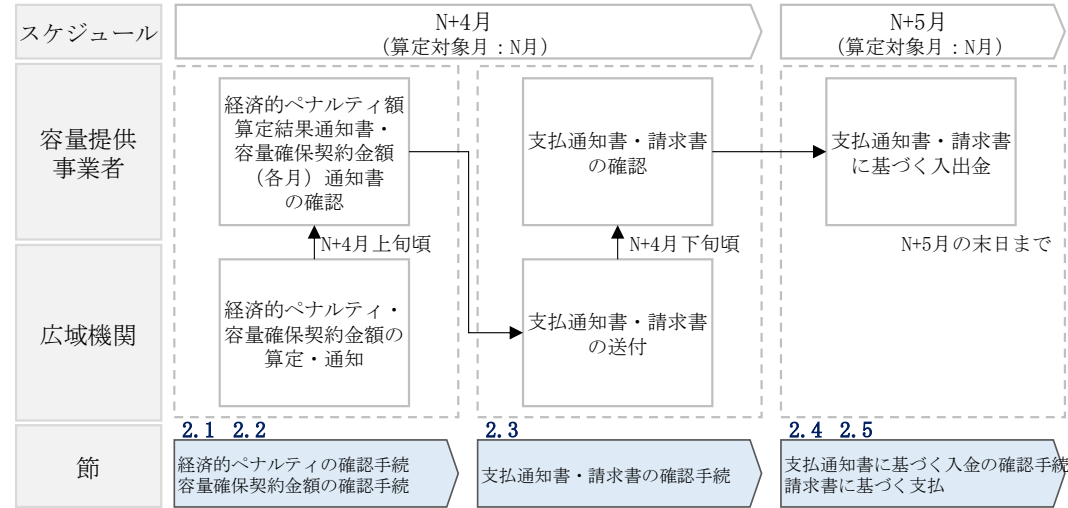


図 1-2 ペナルティ・容量確保契約金額対応業務の全体像

注：調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となった電源の容量提供事業者には、本機関より「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」を別途送付します。詳細については「容量市場業務マニュアル_容量停止計画の調整業務編（実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整）」を参照してください。

また、算定対象月を N 月とした場合の、月次のペナルティ・容量確保契約金額対応業務のスケジュールは、以下の通りとなります（表 1-1 参照）。

表 1-1 通知書・支払通知書・請求書の発行スケジュール

項目	時期	概要
調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）の発行	5 月頃	調整不調電源に科される経済的ペナルティ額を通知します。（対象事業者のみ）
容量確保契約金額（各月）通知書の発行	N+4 月中旬頃	各月に支払われる金額を通知します。
経済的ペナルティ額算定結果通知書の発行	N+4 月中旬頃	経済的ペナルティ額を通知します。 なお、発動指令電源については、対象月での発動指令がなかった場合、経済的ペナルティ額算定結果通知書は発行されません。
容量確保契約金額（各月） > 経済的ペナルティ額の場合		
項目	時期	概要
支払通知書の発行	N+4 月の下旬頃	本機関が容量提供事業者に支払う金額を通知します。
容量確保契約金額の交付	N+5 月末日まで	事業者情報に登録されている銀行口座に対して、本機関から支払を実施します。
容量確保契約金額（各月） < 経済的ペナルティ額の場合		
項目	時期	概要
請求書の発行	N+4 月の下旬頃	本機関から容量提供事業者に請求する金額を通知します。
経済的ペナルティの支払	N+5 月末日まで	容量提供事業者は、請求書に記載されている金額を、本機関が指定する銀行口座に支払ってください。

具体的なペナルティ・容量確保契約金額対応業務に関しては第2章に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.2も確認してください。

1.1 本業務マニュアルの構成

1.2 本業務の対象となる事業者

1.1 本業務マニュアルの構成

ペナルティ・容量確保契約金額に係る確認手続や支払通知書・請求書の確認手続、入金業務については第2章を参照してください（図 1-3 参照）。

第2章

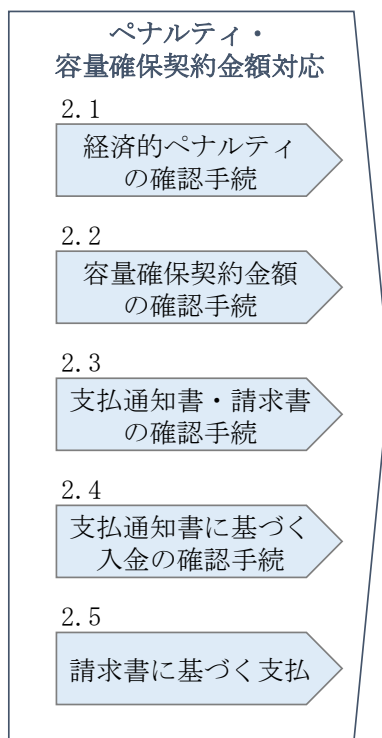


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

1.2 本業務の対象となる事業者

本業務の対象となる事業者は、対象年度 2027 年度の実需給期間において契約を締結している容量提供事業者となります。

第2章 ペナルティ・容量確保契約金額対応

本章では、実需給期間中のペナルティ・容量確保契約金額対応に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 経済的ペナルティの確認手続
- 2.2 容量確保契約金額の確認手続
- 2.3 支払通知書・請求書の確認手続
- 2.4 支払通知書に基づく入金の確認手続
- 2.5 請求書に基づく支払

第2章

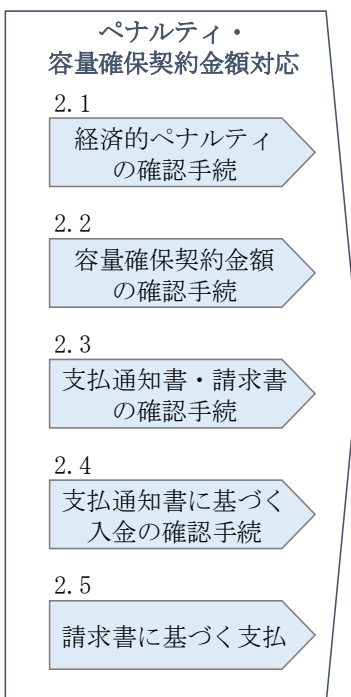


図 2-1 第2章の構成

2.1 経済的ペナルティの確認手続

本節では、経済的ペナルティの確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

2.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認

2.1.2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立

2.1.3 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認

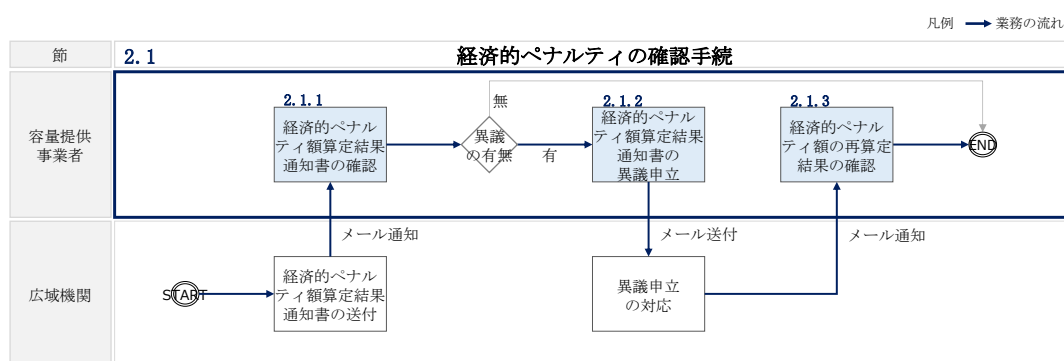


図 2-2 経済的ペナルティの確認手続の詳細構成

2.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認

本項では、本機関から発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認について手順を説明します（図 2-3 参照）。

なお、発動指令電源については、対象月での発動指令がなかった場合、経済的ペナルティ額算定結果通知書は発行されません。

2.1.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書内容の確認

2.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認

2.1.1.1

経済的ペナルティ額算定結果通知書内容の確認

図 2-3 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認の手順

2.1.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書内容の確認

本機関が容量市場システムにて経済的ペナルティ額算定結果通知書を発行後、事業者
に経済的ペナルティ額算定結果通知書が発行された旨のメールが送付されます（表
2-1 参照）。事業者はメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、経済的ペナル
ティ額算定結果通知書の帳票の内容を確認してください（図 2-4、表 2-2 参照）。な
お、経済的ペナルティ額算定結果通知書は、電源等情報単位で作成されます。

容量市場システムの折り畳みメニュー「ペナルティ」の「経済的ペナルティ管理」を
クリックして、「経済的ペナルティ額一覧画面」へ進んでください。

「経済的ペナルティ額一覧画面」にて、「算定対象年度³」と「算定対象年月⁴」を入力
し、また「最新回次⁵切替」に「最新回次のみ表示」を入力し、「検索」ボタンをクリ
ックしてください。検索結果が表示されますので、複数の電源を保持する場合は全電
源分のレコードの「選択」チェックボックスにチェックを付けて「通知書取得」ボタ
ンをクリックすることで、経済的ペナルティ額算定結果通知書の PDF ファイルが出力
されます。

出力した経済的ペナルティ額算定結果通知書の PDF ファイルの内容を確認してくださ
い（図 2-4、表 2-2 参照）。

³ 年度での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は暦年とは異なるため注意してください（実需給年度
2027 年度 1 月の場合、2027 と入力）。

⁴ 年の指定は年度ではなく暦年での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は入力に注意してください（実
需給年度 2027 年度 1 月の場合、2028/01 と入力）。

⁵ 最新回次とは、容量市場システムに登録された算定諸元や容量市場システム内で算定されたアセスメント算定結果の
うち、同一条件の範囲内で最も直近に登録又は算定されたものを意味します。そのため、同一の実需給年月に複数回の
登録や算定が実施された場合は、検索画面上で最新回次を指定して検索を実施してください。

表 2-1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の発行通知メール内容⁶

項目	内容
件名	【容量市場システム】経済的ペナルティ額算定結果通知書発行の通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 以下の電源等識別番号の経済的ペナルティ額通知書を発行しました。ご確認お願いいたします。 【実需給年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【事業者コード】 XXXX 【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

⁶ 各帳票の発行に係る通知メールは、容量市場システムに登録されているメールアドレスに送付いたします。

経済的ペナルティ額算定結果通知書

XXXX株式会社 御中
 事業者コード: XXXX

通知書番号 : FPYYYYmmNNNNNN-MM
 通知日 : YYYy年mm月dd日

電力広域的運営推進機関
 〒XXX-XXXX
 東京都XXX区XXX丁目X番X号

問い合わせ先
 部署 : XXX部
 電話番号 : XX-XXXX-XXXX
 E-Mail : xxx@occto.or.jp

件名: YYYy年度mm月の経済的ペナルティ額算定結果につきまして

1. アセスメント結果に基づく経済的ペナルティ額

YYYy年度mm月 経済的ペナルティ額[円](税抜)	4,000
①+②	

2. リクワイアメントごとのアセスメント結果に基づく経済的ペナルティ額

【安定電源】	リクワイアメント未達成コマ/量	経済的ペナルティ額[円]
供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	15	1,700
発電余力の卸電力取引所等への入札におけるリクワイアメント未達成量	30	300
電気の供給指示への対応におけるリクワイアメント未達成量	10	199
稼働抑制	-	2400

【変動電源(単独)】	リクワイアメント未達成コマ/量	経済的ペナルティ額[円]
供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	-	-

【変動電源(アグリゲート)】	リクワイアメント未達成コマ/量	経済的ペナルティ額[円]
供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	-	-

【発動指令電源】	リクワイアメント未達成コマ/量	経済的ペナルティ額[円]
発動指令への対応におけるリクワイアメント未達成量	-	-

経済的ペナルティ額[円] 計 ①	4,599
------------------	-------

3. 経済的ペナルティ額の調整

・上限による調整	
月間上限による減額[円]	-543
年間上限による減額[円]	-156
・その他	
調整額[円]	100
調整額[円] 計 (上限による調整+その他) ②	-599

備考
 備考

4. 契約情報

契約番号	XXXXXXXX
事業者コード	XXXX
参加登録申請者名	XXXX株式会社
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等識別番号	XXXXXXXXXX
電源等の名称	XXX発電所
契約単価[円/kW]	12
容量確保契約容量[kW]	1,000
容量確保契約金額[円]	12,000
稼働抑制控除額(年間)[円]	2,400

※経済的ペナルティ額算定結果に異議がある場合は、本帳票の通知メール受信から5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。
 ※契約内容の詳細は契約書等に記載の契約情報を参照してください。
 ※経済的ペナルティ情報の詳細は経済的ペナルティ額詳細画面を参照してください。

図 2-4 経済的ペナルティ額算定結果通知書のサンプルイメージ

表 2-2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の記載項目と確認観点

ID	記載項目	確認観点
1	通知書番号	－
2	通知日	－
3	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4	事業者コード	
5	実需給年度算定対象月	対象の実需給年度・算定対象月であることを確認してください
6	経済的ペナルティ額[円]（税抜） ①＋②	以下の経済的ペナルティ額[円]計①と調整額[円]計②を合計した金額と一致していることを確認してください
7	【安定電源】供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と一致していることを確認してください
8	【安定電源】発電余力の卸電力取引所等への入札におけるリクワイアメント未達成量	
9	【安定電源】電気の供給指示への対応におけるリクワイアメント未達成量	
10	【安定電源】稼働抑制	“－”となっていることを確認してください。
11	【変動電源（単独）】供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と一致していることを確認してください
12	【変動電源（アグリゲート）】供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	
13	【発動指令電源】発動指令への対応におけるリクワイアメント未達成量	
14	【安定電源】供給力の維持における経済的ペナルティ額[円]	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果をもとに金額が算出されていることを確認してください
15	【安定電源】発電余力の卸電力取引所等への入札における経済的ペナルティ額[円]	
16	【安定電源】電気の供給指示への対応における経済的ペナルティ額[円]	
17	【安定電源】稼働抑制	

ID	記載項目	確認観点
18	【変動電源（単独）】供給力の維持における経済的ペナルティ額[円]	
19	【変動電源（アグリゲート）】供給力の維持における経済的ペナルティ額[円]	
20	【発動指令電源】発動指令への対応における経済的ペナルティ額[円]	
21	経済的ペナルティ額[円] 計 ①	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果に基づく経済的ペナルティ額の合計と一致していることを確認してください
22	上限による調整 ⁷ 月間上限による減額[円]	月間上限や年間上限による調整額が正しいことを確認してください
23	上限による調整 年間上限による減額[円]	
24	その他 調整額[円]	記載内容については備考欄も併せて確認してください
25	調整額[円] 計（上限による調整＋その他） ②	上限による調整額とその他調整額の合計と一致していることを確認してください
26	備考	記載内容を確認してください
27	契約番号	契約情報が正しいことを確認してください
28	事業者コード	
29	参加登録申請者名	
30	容量を提供する電源等の区分	
31	電源等識別番号	
32	電源等の名称	
33	契約単価[円/kW]	
34	容量確保契約容量[kW]	
35	容量確保契約金額[円]	
36	稼働抑制控除額（年間）[円]	

⁷ 実需給期間中の経済的ペナルティの上限については、容量確保契約約款第20条を参照してください。

2.1.2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-5 参照）。

2.1.2.1 異議申立メールの送付

2.1.2.2 再検討内容メールの確認

2.1.2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立

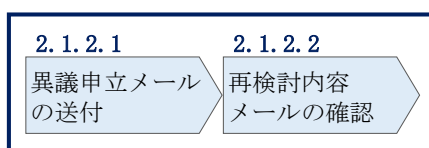


図 2-5 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立の手順

2.1.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書に対して、経済的ペナルティ額算定結果通知書発行通知を受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-3 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考> 容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 2-3 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ⁸ 】 経済的ペナルティ額算定結果通知書に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・ 通知書番号 ・ 事業者コード ・ 実需給年度 ・ 算定対象月 ・ 契約番号 ・ 参加登録申請者名（事業者名称及び担当者名称） ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 異議申立の内容⁹

2.1.2.2 再検討内容メールの確認

経済的ペナルティ額算定結果通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-4 参照）。

経済的ペナルティ額の変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

⁸ 自身の事業者コードを記入してください。

⁹ アセスメント結果に対する異議については、異議申立の受付期間は終了しているため、リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果に対する異議は受理されません。

表 2-4 経済的ペナルティ額算定結果通知書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】経済的ペナルティ額算定結果通知書に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立による経済的ペナルティ額算定結果通知書の再検討内容に対する確認結果 ・経済的ペナルティ額算定結果通知書の再検討内容に対する確認結果を文章で記載 例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。 以下、異議申立メールの記載内容 ・通知書番号 ・事業者コード ・実需給年度 ・算定対象月 ・契約番号 ・参加登録申請者名（事業者名称及び担当者名称） ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・異議申立の内容

2.1.3 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する経済的ペナルティ額の再算定結果の確認について手順を説明します（図 2-6 参照）。

2.1.3.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の再発行内容の確認

2.1.3 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認

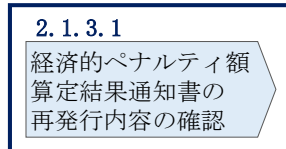


図 2-6 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認の手順

2.1.3.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で経済的ペナルティ額算定結果通知書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、再発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認方法は『2.1.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書内容の確認』を参照してください。

2.2 容量確保契約金額の確認手続

本節では、容量確保契約金額の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-7 参照）。

- 2.2.1 容量確保契約金額（各月）通知書の確認
- 2.2.2 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立
- 2.2.3 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認

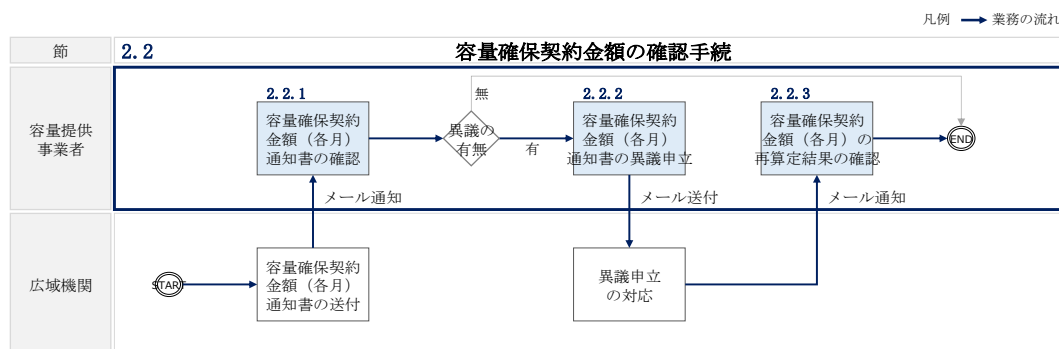


図 2-7 容量確保契約金額の確認手続の詳細構成

2.2.1 容量確保契約金額（各月）通知書の確認

本項では、本機関から発行された容量確保契約金額（各月）通知書の確認について手順を説明します（図 2-8 参照）。

2.2.1.1 容量確保契約金額（各月）通知書内容の確認

2.2.1 容量確保契約金額（各月）通知書の確認

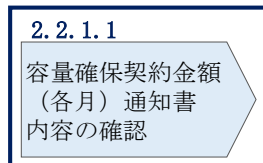


図 2-8 容量確保契約金額（各月）通知書の確認の手順

2.2.1.1 容量確保契約金額（各月）通知書内容の確認

本機関が容量市場システムにて容量確保契約金額（各月）通知書を発行後、事業者に容量確保契約金額（各月）通知書が発行された旨のメールが送付されます（表 2-5 参

照)。事業者はメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、容量確保契約金額（各月）通知書の帳票の内容を確認してください（図 2-9、表 2-6 参照）。

容量市場システムの折り畳みメニュー「容量確保契約金額対応」の「交付額管理」をクリックして、「容量確保契約金額（各月）算定結果一覧画面」へ進んでください。

「容量確保契約金額（各月）算定結果一覧画面」にて、「算定対象年度¹⁰」と「算定対象月¹¹」を入力し、また「最新回次切替」の「最新回次のみ表示」チェックボックスにチェックを付け、「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果が表示されますので、複数の電源を保持する場合は全電源分のレコードの「選択」チェックボックスにチェックを付けて「算定通知書ダウンロード」ボタンをクリックすることで、容量確保契約金額（各月）通知書の PDF ファイルが出力されます。

出力した容量確保契約金額（各月）通知書の PDF ファイルの内容を確認してください（図 2-9、表 2-6 参照）。

¹⁰ 年度での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は暦年とは異なるため注意してください（実需給年度2027年度1月の場合、2027と入力）。

¹¹ 年の指定は年度ではなく暦年での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は入力に注意してください（実需給年度2027年度1月の場合、2028/01と入力）。

表 2-5 容量確保契約金額（各月）通知書の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【容量市場システム】容量確保契約金額（各月）算定結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 容量確保契約金額の算定を完了しました。ご確認をお願いいたします。 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX 【電源等の名称】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量確保契約金額(各月)通知書

通知書番号
通知日

CNyyyyymmNNNNNNN-MM
yyyy年mm月dd日

xxxx株式会社

事業者コード : xxxx

御中

電力広域的運営推進機関

〒xxx-xxxx
東京都xxx区xxxx丁目x番x号

問い合わせ先
部署 : xxx部
電話番号 : xx-xxxx-xxxx
E-Mail : xxx@occto.or.jp

件名 : xxxx年度xx月 容量確保契約金額(各月)につきまして

1. 容量確保契約金額(各月)

xxxx年度xx月 容量確保契約金額(各月)[円](税抜)

600

容量確保契約金額(各月)(調整前)[円]	800
調整額[円]	-200

備考

備考

2. 契約情報

契約番号	XXXXXXXXXX
事業者コード	xxxx
参加登録申請者名	xxxx株式会社
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等識別番号	XXXXXXXXXX
電源等の名称	xxxx発電所
契約単価[円/kW]	12
容量確保契約容量[kW]	1,000
容量確保契約金額[円]	12,000
稼働抑制控除額(年間)[円]	2,400

※容量確保契約金額(各月)に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

※契約内容の詳細は契約書等に記載の契約情報をご参照ください。

※容量確保契約金額(各月)情報の詳細は容量確保契約金額(各月)変更画面を参照してください。

※稼働抑制控除額[円]は非効率石炭火力電源ではない場合の金額との差額を参考として記載しております。

図 2-9 容量確保契約金額(各月)通知書のサンプルイメージ

22

表 2-6 容量確保契約金額（各月）通知書の記載項目と確認観点

ID	記載項目	確認観点
1	通知書番号	－
2	通知日	－
3	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4	事業者コード	
5	実需給年度算定対象月	対象の実需給年度・算定対象月であることを確認してください
6	容量確保契約金額（各月）[円]（税抜）	契約情報をもとに算出された金額と調整額を合計した金額と一致していることを確認してください
7	容量確保契約金額（各月）（調整前）[円]	契約情報をもとに金額が算出されていることを確認してください
8	調整額[円]	記載内容を確認してください
9	備考	記載内容を確認してください
10	契約番号	契約情報が正しいことを確認してください
11	事業者コード	
12	参加登録申請者名	
13	容量を提供する電源等の区分	
14	電源等識別番号	
15	電源等の名称	
16	契約単価[円/kW]	
17	容量確保契約容量[kW]	
18	容量確保契約金額[円]	
19	稼働抑制控除額（年間）[円]	

2.2.2 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された容量確保契約金額（各月）通知書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-10 参照）。

2.2.2.1 異議申立メールの送付

2.2.2.2 再検討内容メールの確認

2.2.2 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立

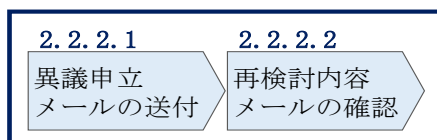


図 2-10 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立の手順

2.2.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量確保契約金額（各月）通知書に対して、容量確保契約金額（各月）通知書発行通知を受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-7 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考> 容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 2-7 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ¹² 】容量確保契約金額（各月）通知書 に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・ 通知書番号 ・ 事業者コード ・ 実需給年度 ・ 算定対象月 ・ 契約番号 ・ 参加登録申請者名（事業者名称及び担当者名称） ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 異議申立の内容

2.2.2.2 再検討内容メールの確認

容量確保契約金額（各月）通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-8 参照）。

容量確保契約金額の変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

¹² 自身の事業者コードを記入してください。

表 2-8 容量確保契約金額（各月）通知書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】 容量確保契約金額（各月）通知書に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立による容量確保契約金額（各月）通知書の再検討内容に対する確認結果 ・容量確保契約金額（各月）通知書の再検討内容に対する確認結果を文章で記載 例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。 以下、異議申立メールの記載内容 ・ 通知書番号 ・ 事業者コード ・ 実需給年度 ・ 算定対象月 ・ 契約番号 ・ 参加登録申請者名（事業者名称及び担当者名称） ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 異議申立の内容

2.2.3 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認について手順を説明します（図 2-11 参照）。

2.2.3.1 容量確保契約金額（各月）通知書の再発行内容の確認

2.2.3 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認

2.2.3.1

容量確保契約金額
（各月）通知書の
再発行内容の確認

図 2-11 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認の手順

2.2.3.1 容量確保契約金額（各月）通知書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量確保契約金額（各月）通知書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、再発行された容量確保契約金額（各月）通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された容量確保契約金額（各月）通知書の確認方法は『2.2.1.1 容量確保契約金額（各月）通知書内容の確認』を参照してください。

2.3 支払通知書・請求書の確認手続

本節では、支払通知書・請求書の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-12 参照）。

2.3.1 支払通知書・請求書の確認

2.3.2 支払通知書・請求書の異議申立

2.3.3 支払通知書・請求書の再検討結果の確認

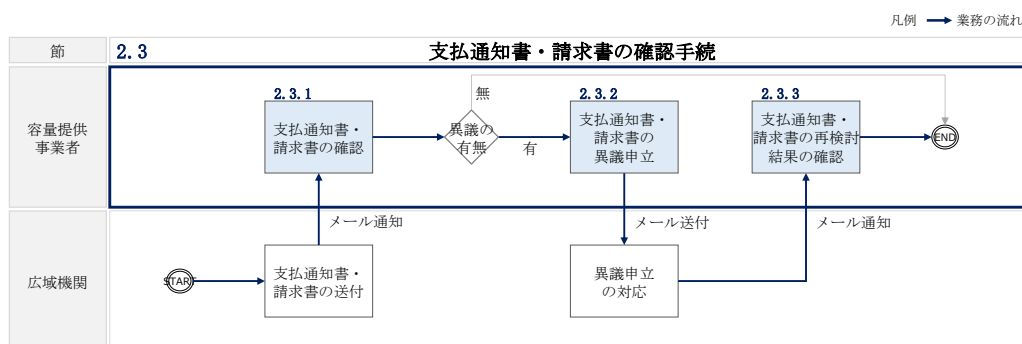


図 2-12 支払通知書・請求書の確認手続の詳細構成

2.3.1 支払通知書・請求書の確認

本項では、本機関から発行された支払通知書及び請求書の確認について手順を説明します（図 2-13 参照）。

2.3.1.1 支払通知書・請求書内容の確認

2.3.1 支払通知書・請求書の確認

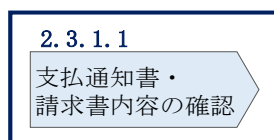


図 2-13 支払通知書・請求書の確認の手順

2.3.1.1 支払通知書・請求書内容の確認

本機関が容量市場システムにて支払通知書又は請求書を発行後、事業者には支払通知書又は請求書が発行された旨のメールが送付されます（表 2-9、表 2-10 参照）。事業者

はメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、支払通知書又は請求書の帳票の内容を確認してください（図 2-14、図 2-15、図 2-16、図 2-17、表 2-11 参照）。

なお、算定対象月において、容量確保契約金額（各月）が経済的ペナルティ額を上回る場合は支払通知書を、容量確保契約金額（各月）が経済的ペナルティ額を下回る場合は請求書を、本機関から発行することになります。

容量市場システムの折り畳みメニュー「容量拠出金対応・容量確保契約金額対応共通」の「支払通知・請求書管理」をクリックして、「容量確保契約金額支払通知書・請求書一覧画面」へ進んでください。

「容量確保契約金額支払通知書・請求書一覧画面」にて、「算定対象年度¹³」と「算定対象月¹⁴」を入力し、また「最新回次切替」の「最新回次のみ表示」チェックボックスにチェックを付け、「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果が表示されますので、対象レコードの「選択」チェックボックスにチェックを付けて「支払通知書/請求書ダウンロード」ボタンをクリックすることで、支払通知書又は請求書の PDF ファイルが出力されます。

出力した支払通知書又は請求書の PDF ファイルの内容を確認してください（図 2-14、図 2-15、図 2-16、図 2-17、表 2-11 参照）。

¹³ 年度での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は暦年とは異なるため注意してください（実需給年度 2027 年度 1 月の場合、2027 と入力）。

¹⁴ 年の指定は年度ではなく暦年での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は入力に注意してください（実需給年度 2027 年度 1 月の場合、2028/1 と入力）。

表 2-9 支払通知書の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【容量市場システム】支払通知書発行の通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 支払通知書を発行しました。ご確認をお願いいたします。 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

表 2-10 請求書の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【容量市場システム】請求書発行の通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 請求書を発行しました。ご確認をお願いいたします。 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

支払通知書	
	支払通知書番号 : PN2024041000001-01
	支払通知書発行日 : 〇〇年〇月〇日
株式会社容量〇〇〇1	
御中	
事業者コード : H001	電力広域的運営推進機関
登録番号 (適格請求書発行事業者) : 12345678901234	登録番号 (適格請求書発行事業者) : 12345678901234
	〒135-0061
	東京都江東区豊洲6-2-15
件名 : 〇〇年度〇月の支払につきまして	問い合わせ先
下記の通り支払申し上げます。	部署 : 〇〇部
	電話番号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	E-Mail : ××××@occto.or.jp
支払金額(税込) : 9,900円	
支払期日 : 〇〇年〇月〇日	
・ 実際の入金額は支払金額から振込の際の手数料を差し引いた金額となります。 ・ 通知後5営業日以内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものといたします。 ・ 支払通知書(明細)のうち、取引対象欄に「*」がついているものは、軽減税率対象となります。	

図 2-14 支払通知書のサンプルイメージ (本紙)

支払通知書(明細)

支払通知書番号
支払通知書発行日

PN2024041000001-01
〇〇年〇月〇日

支払情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
1	2024年度04月分	0000000001	〇〇〇〇発電所	¥10,000	10%	
	2024/04/01-2024/04/30	CN2024040000001-01	容量確保契約金額			

請求情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
2	2024年度04月分	0000000001	〇〇〇〇発電所	¥-500	10%	
	2024/04/01-2024/04/30	FP2024040000001-01	経済的ペナルティ-実需給期間中※2			
3	2025年度	0000000001	〇〇〇〇発電所	¥-500	10%	
	2024/04/10	XZ20240400-1	経済的ペナルティ-契約解除※2			

※1：電源等の名称は先頭の一部のみを表示している場合があります

※2：実需給年度欄の年度の容量確保契約金額の返還

※3：実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティ

※4：実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティの返金

支払情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥10,000	¥1,000	¥11,000
合計金額	¥10,000	¥1,000	¥11,000

請求情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-1,000	¥-100	¥-1,100
合計金額	¥-1,000	¥-100	¥-1,100

合計	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥9,000	¥900	¥9,900
合計金額	¥9,000	¥900	¥9,900

図 2-15 支払通知書のサンプルイメージ(明細)

請求書	
	請求書番号 : E12024041000004-03
	請求書発行日 : 〇〇年〇月〇日
株式会社容量〇〇〇4	御中
事業者コード: H004	電力広域的運営推進機関
登録番号 (適格請求書発行事業者) : 12345678901234	登録番号 (適格請求書発行事業者) : 12345678901234
件名: 〇〇年度〇月の請求につきまして 下記の通り請求申し上げます。	〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 問い合わせ先 部署 : 〇〇部 電話番号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-Mail : ××××@occto.or.jp
請求金額(税込) : 9,400円	
振込期日 : 〇〇年〇月〇日	
- 以下の口座にお振込願います。なお、お振込の際の手数料につきましては、事業者様にてご負担願います。 三菱UFJ銀行 本店 普通預金 口座番号 : 2513226 口座名義 : デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン - 領収書の発行は致しません。 - 通知後5営業日以内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものといたします。 - 請求書(明細)のうち、取引対象欄に「*」がついているものは、軽減税率対象となります。	

図 2-16 請求書のサンプルイメージ (本紙)

請求書(明細)

請求書番号
請求書発行日

: E12024041000004-03
: ○○年○月○日

請求情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
1	2024年度04月分 2024/04/01-2024/04/30	0000000004 FP20240400000004-01	○○○○発電所 経済的ペナルティ-実需給期間中※2	¥5,000	8%	
2	2024年度04月分 2024/04/01-2024/04/30	0000000004 FP20240400000004-01	○○○○発電所 経済的ペナルティ-実需給期間中超過分	¥5,000	不課税	

支払情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
3	2024年度04月分 2024/04/01-2024/04/30	0000000004 CN20240400000004-01	○○○○発電所 容量確保契約金額	¥-1,000	8%	

※1: 電源等の名称は先頭の一部のみを表示している場合があります

※2: 実需給年度欄の年度の容量確保契約金額の返還

※3: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティ

※4: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティの返金

請求情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥5,000	-	¥5,000
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥5,000	¥500	¥5,500
合計金額	¥10,000	¥500	¥10,500

支払情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-1,000	¥-100	¥-1,100
合計金額	¥-1,000	¥-100	¥-1,100

合計	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥5,000	-	¥5,000
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥4,000	¥400	¥4,400
合計金額	¥9,000	¥400	¥9,400

図 2-17 請求書のサンプルイメージ(明細)

表 2-11 支払通知書・請求書の記載項目と確認観点

ID	ページ	記載項目	確認観点
1	本紙	支払通知書番号又は 請求書番号	-
2		支払通知書発行日又は 請求書発行日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
5		事業者登録番号	適格請求書発行事業者として登録している番号と相違ないことを確認してください
6		件名	記載内容を確認してください
7		支払金額(税込)又は 請求金額(税込)	明細における各電源の経済的ペナルティ額と容量確保契約金額(各月)をすべて足し合わせた額であることを確認してください

ID	ページ	記載項目	確認観点
			※経済的ペナルティ額、容量確保契約金額（各月）の算定においては、電源等識別番号単位で1円未満の端数を切捨てます。
8		支払期日又は振込期日	記載内容を確認してください
9		備考	記載内容を確認してください
10	明細	実需給年度・対象月	対象の実需給年度・対象月や取引年月日であることを確認してください
11		取引年月日	
12		電源等識別番号	保有する全ての電源分の明細があることを確認してください
13		通知書番号	
14		電源等の名称	また、通知済みの経済的ペナルティ額算定結果通知書・容量確保契約金額（各月）通知書の内容と一致していることを確認してください
15		取引対象	
16		税抜金額（円）	
17		税区分	
18		備考	記載内容を確認してください
19		合計金額欄	明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確認してください 消費税額は、容量確保契約金額から経済的ペナルティを控除した税抜金額（円）（No. 16）に消費税率を乗じ、小数点以下を切り捨てます

2.3.2 支払通知書・請求書の異議申立

本項では、本機関から発行された支払通知書又は請求書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-18 参照）。

2.3.2.1 異議申立メールの送付

2.3.2.2 再検討内容メールの確認

2.3.2 支払通知書・請求書の異議申立

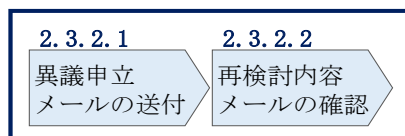


図 2-18 支払通知書・請求書の異議申立の手順

2.3.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された支払通知書又は請求書に対して、発行通知を受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-12 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考> 容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 2-12 支払通知書及び請求書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ¹⁵ 】支払通知書（又は請求書） ¹⁶ に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・支払通知書番号（又は請求書番号） ・事業者コード ・実需給年度・対象月 ・参加登録申請者名（事業者名称及び担当者名称） ・契約番号 ・異議申立の内容 ¹⁷

¹⁵ 自身の事業者コードを記入してください。

¹⁶ いずれの帳票に対する異議申立であるか、該当する帳票名のみを選択して記載してください。

¹⁷ 容量確保契約金額（各月）及び経済的ペナルティ額の算定結果に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの算定結果と不一致がある場合のみ異議は受理されます。

2.3.2.2 再検討内容メールの確認

支払通知書又は請求書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載のうえ、本機関が異議申立内容の検討結果メールの中で指定した確認期日以内にメールを送信してください（表 2-13 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 2-13 支払通知書及び請求書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】支払通知書（又は請求書）に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	支払通知書（又は請求書） ¹⁸ の再検討内容に対する確認結果 ・支払通知書（又は請求書）の再検討内容に対する確認結果を文章で記載 例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。 以下、異議申立メールの記載内容 ・支払通知書番号（又は請求書番号） ・事業者コード ・実需給年度・対象月 ・参加登録申請者名（事業者名称及び担当者名称） ・契約番号 ・異議申立の内容

¹⁸ いずれの帳票に対する異議申立であるか、該当する帳票名のみを選択して記載してください。

2.3.3 支払通知書・請求書の再検討結果の確認

本項では、異議申立に対する支払通知書及び請求書の再検討結果の確認について手順を説明します（図 2-19 参照）。なお、支払通知書及び請求書の内容に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

2.3.3.1 支払通知書・請求書の再発行内容の確認

2.3.3 支払通知書・請求書の再検討結果の確認

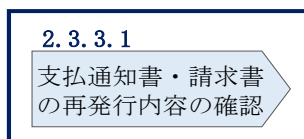


図 2-19 支払通知書・請求書の再検討結果の確認の手順

2.3.3.1 支払通知書・請求書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で支払通知書又は請求書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、再発行された支払通知書又は請求書の帳票の内容を確認してください。

再発行された支払通知書又は請求書の確認方法は『2.3.1.1 支払通知書・請求書内容の確認』を参照してください。

2.4 支払通知書に基づく入金の確認手続

本節では、支払通知書に基づく入金の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-20 参照）。

2.4.1 入金額の確認

2.4.2 入金額に対する異議申立

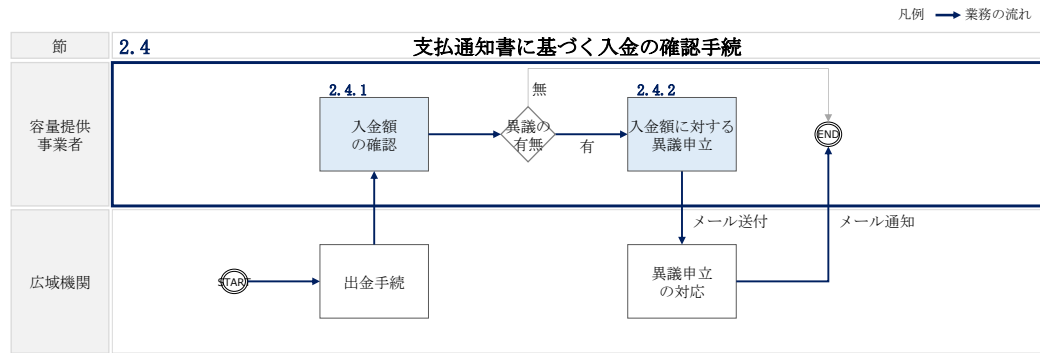


図 2-20 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成

2.4.1 入金額の確認

本項では、本機関から振込された入金額の確認について手順を説明します（図 2-21 参照）。

2.4.1.1 振込金額の確認

2.4.1 入金額の確認

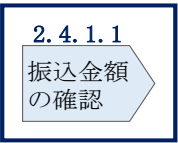


図 2-21 入金額の確認の手順

2.4.1.1 振込金額の確認

事前に送付されている支払通知書に記載の入金額を踏まえ、本機関からの入金額が正しい金額となっているかを確認してください。なお、本機関からの入金額については、振込手数料分が差し引かれた金額となっていることにご留意ください。

2.4.2 入金額に対する異議申立

本項では、本機関から振込された入金額に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-22 参照）。

2.4.2.1 異議申立メールの送付

2.4.2.2 再検討結果の内容の確認

2.4.2 入金額に対する異議申立

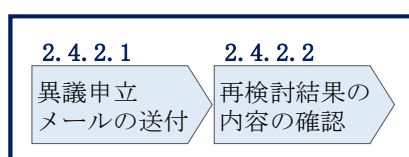


図 2-22 入金額に対する異議申立の手順

2.4.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から振込された入金額に対して、入金日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-14 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、8/31（水）に振込された場合、9/6（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考> 容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 2-14 容量確保契約金額の振込金額の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ¹⁹ 】容量確保契約金額の振込金額に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・支払通知書番号 ・事業者コード ・実需給年度 ・対象月 ・参加登録申請者名（事業者名称及び担当者名称） ・契約番号 ・異議申立の内容²⁰

2.4.2.2 再検討結果の内容の確認

振込金額に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-15 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

¹⁹ 自身の事業者コードを記入してください。

²⁰ 容量確保契約金額の支払通知書に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの支払予定額から事業者負担の振込手数料を差し引いた金額と実際の振込金額に不一致がある場合のみ異議は受理されます。

表 2-15 容量確保契約金額の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量確保契約金額の振込金額に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立による容量確保契約金額の振込金額の再検討内容に対する確認結果 ・容量確保契約金額の振込金額の再検討内容に対する確認結果を文章で記載 例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。 以下、異議申立メールの記載内容 ・支払通知書番号 ・事業者コード ・実需給年度 ・対象月 ・参加登録申請者名（事業者名称及び担当者名称） ・契約番号 ・異議申立の内容

2.5 請求書に基づく支払

本節では、請求書に基づく本機関への支払について、以下の流れで説明します（図 2-23 参照）。

2.5.1 指定口座への振込

2.5.2 支払不足の確認

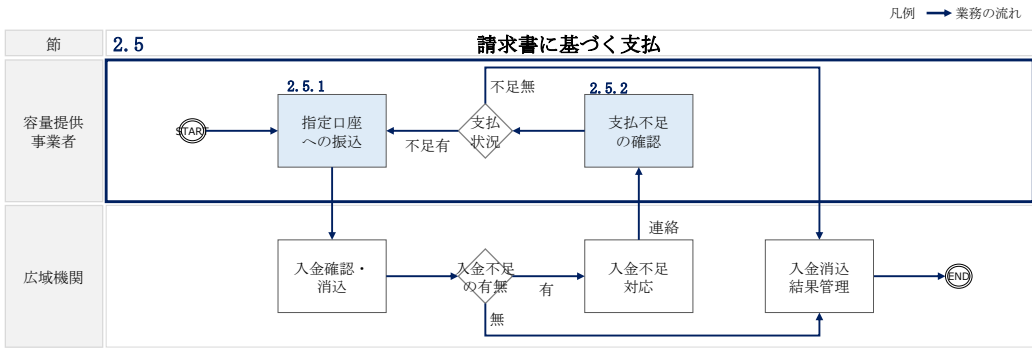


図 2-23 請求書に基づく支払の詳細構成

2.5.1 指定口座への振込

本項では、指定口座への請求額の振込について手順を説明します（図 2-24 参照）。

2.5.1.1 振込の実施

2.5.1 指定口座への振込

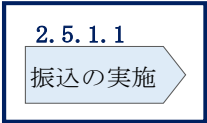


図 2-24 指定口座への振込の手順

2.5.1.1 振込の実施

事業者は、請求書記載内容をもとに、請求額の振込手続を行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

また、振込人名（カナ）は以下の通りに記載してください。

- ・振込人名：事業者コード（4 桁）＋空白 1 文字＋法人略称＋事業者名（カナ）

- ・法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください
- ・ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です

例) 株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1234）の場合

振込人名：1234 カ)デンリョクコウイテキョウエイシンカン

例) 電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5678）の場合

振込人名：5678 デンリョクコウイテキョウエイシンカンキョウトウクミアイ

※事業者のシステム等の都合により、上記の振込人名の設定ができない場合は、容量市場システムに登録されている会社名（カナ）を振込人名に記載ください。ただし、振込人名称に法人形態の記載は必須ではないですが、法人形態を記載する場合は金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）が「アイウエオ」又は「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエオ」又は「アイウエオ(カ)」としてください。

2.5.2 支払不足の確認

本項では、支払不足の確認について、以下の流れで説明します（図 2-25 参照）。

2.5.2.1 支払不足に対する対応策の確認

2.5.2 支払不足の確認

2.5.2.1

支払不足に対する
対応策の確認

図 2-25 支払不足の確認の手順

2.5.2.1 支払不足に対する対応策の確認

請求額に対して事業者からの振込額に不足があった場合は、本機関より支払不足が発生している旨を電話又はメールで連絡しますので、支払状況を確認のうえ、支払不足に対する対応案を本機関と合意してください。合意した内容はメールにて送信されますので、内容を確認してください。

入金不足に伴う追加支払の対応が必要な場合は、不足額分の振込の手続を行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

Appendix.1 図表一覧

図 1-1 ペナルティ・容量確保契約金額対応業務の位置づけ	4
図 1-2 ペナルティ・容量確保契約金額対応業務の全体像.....	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	7
図 2-1 第2章の構成	8
図 2-2 経済的ペナルティの確認手続の詳細構成	9
図 2-3 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認の手順	9
図 2-4 経済的ペナルティ額算定結果通知書のサンプライメージ	12
図 2-5 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立の手順	15
図 2-6 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認の手順	18
図 2-7 容量確保契約金額の確認手続の詳細構成	19
図 2-8 容量確保契約金額（各月）通知書の確認の手順	19
図 2-9 容量確保契約金額（各月）通知書のサンプライメージ	22
図 2-10 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立の手順	24
図 2-11 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認の手順	27
図 2-12 支払通知書・請求書の確認手続の詳細構成	28
図 2-13 支払通知書・請求書の確認の手順	28
図 2-14 支払通知書のサンプライメージ（本紙）	32
図 2-15 支払通知書のサンプライメージ（明細）	33
図 2-16 請求書のサンプライメージ（本紙）	34
図 2-17 請求書のサンプライメージ（明細）	35
図 2-18 支払通知書・請求書の異議申立の手順	37
図 2-19 支払通知書・請求書の再検討結果の確認の手順	39
図 2-20 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成	40
図 2-21 入金額の確認の手順	40
図 2-22 入金額に対する異議申立の手順	41
図 2-23 請求書に基づく支払の詳細構成	44
図 2-24 指定口座への振込の手順	44
図 2-25 支払不足の確認の手順	45

表 1-1 通知書・支払通知書・請求書の発行スケジュール.....	6
表 2-1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の発行通知メール内容	11
表 2-2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の記載項目と確認観点	13
表 2-3 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立メール内容	16
表 2-4 経済的ペナルティ額算定結果通知書の再検討内容の確認結果メール内容 ...	17
表 2-5 容量確保契約金額（各月）通知書の発行通知メール内容	21
表 2-6 容量確保契約金額（各月）通知書の記載項目と確認観点	23
表 2-7 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立メール内容	25
表 2-8 容量確保契約金額（各月）通知書の再検討内容の確認結果メール内容	26
表 2-9 支払通知書の発行通知メール内容	30
表 2-10 請求書の発行通知メール内容	31
表 2-11 支払通知書・請求書の記載項目と確認観点	35
表 2-12 支払通知書及び請求書の異議申立メール内容	37
表 2-13 支払通知書及び請求書の再検討内容の確認結果メール内容	38
表 2-14 容量確保契約金額の振込金額の異議申立メール内容	42
表 2-15 容量確保契約金額の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容	43

Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル_実需給期間中ペナルティ・容量確保契約金額対応編_Appendix_業務手順全体図」）参照のこと

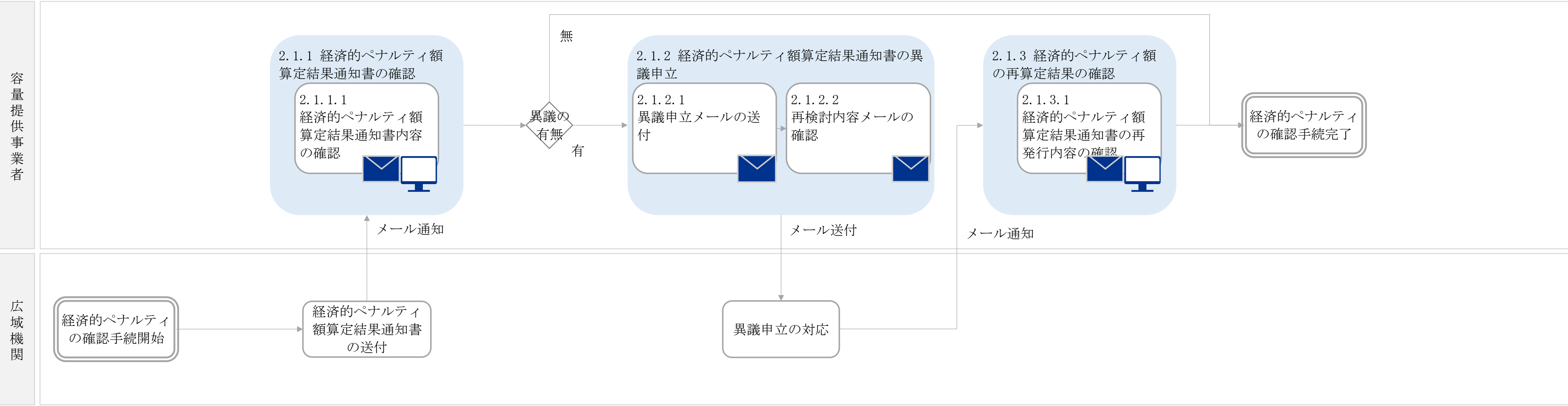
凡例

容量市場システム操作

メール通知

第2章：ペナルティ・容量確保契約金額対応

2.1 経済的ペナルティの確認手順



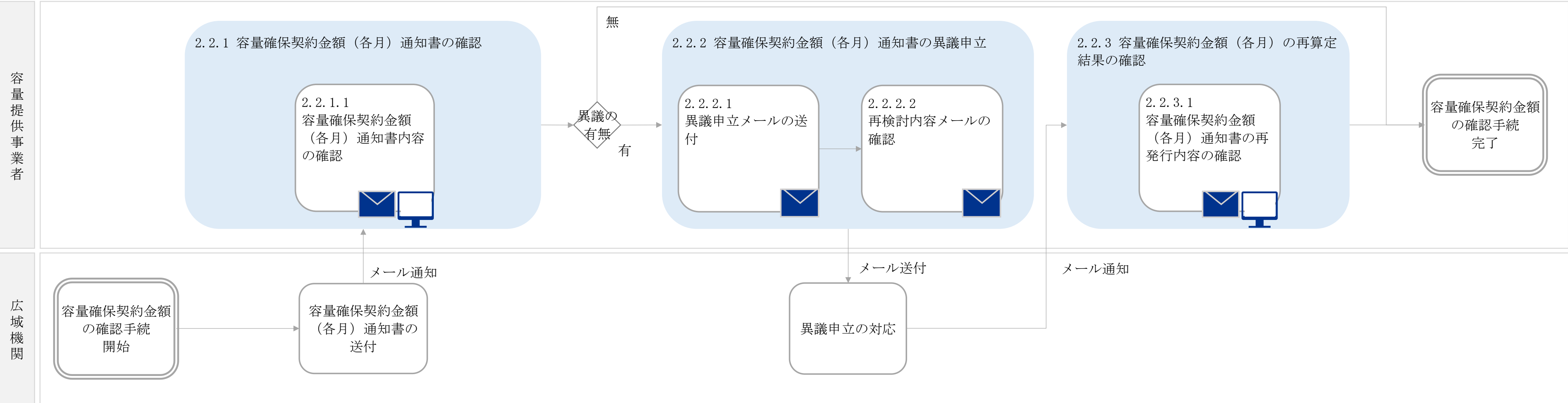
凡例

容量市場システム操作

メール通知

第2章：ペナルティ・容量確保契約金額対応

2.2 容量確保契約金額の確認手続



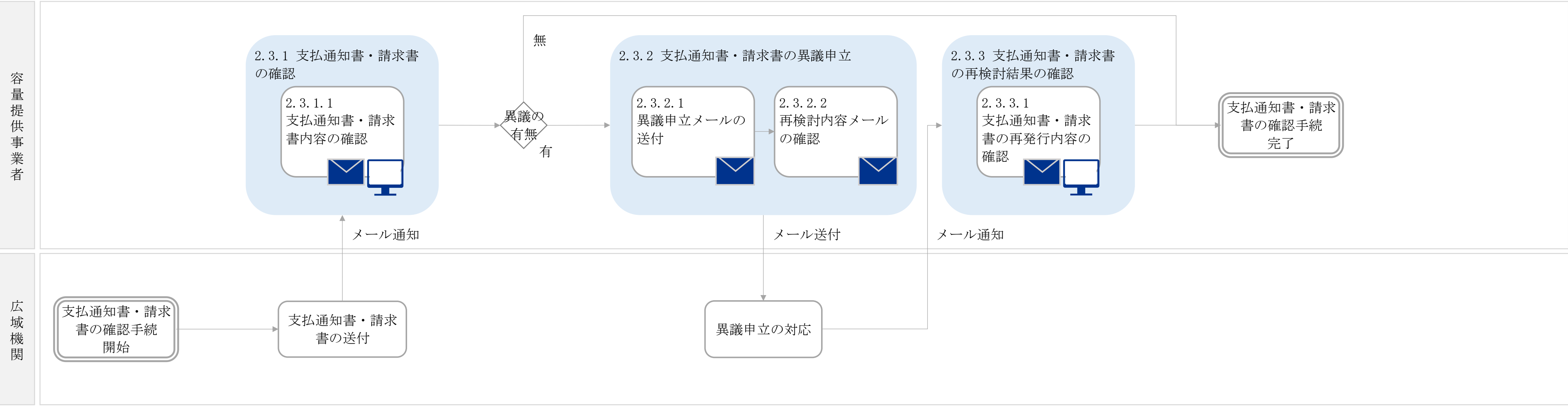
凡例

容量市場システム操作

メール通知

第2章：ペナルティ・容量確保契約金額対応

2.3 支払通知書・請求書の確認手続



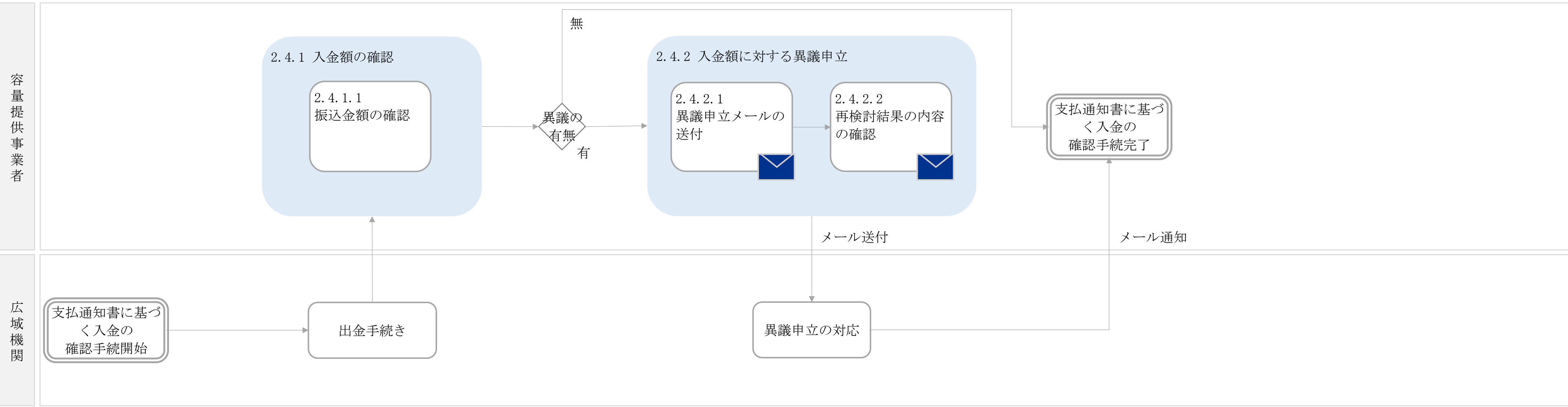
凡例

 容量市場システム操作

 メール通知

第2章：ペナルティ・容量確保契約金額対応

2.4 支払通知書に基づく入金の確認手順



第2章：ペナルティ・容量確保契約金額対応

2.5 請求書に基づく支払

